

令和6年度 第2回

適正化事業諮問委員会 議事録

公益財団法人 関東貸切バス適正化センター

公益財団法人 関東貸切バス適正化センター
令和6年度 第2回適正化事業諮問委員会 議事録

1 日 時

令和7年3月5日（水） 午後2時00分～午後3時05分

2 場 所

埼玉県トラック総合会館5階 中会議室

埼玉県さいたま市大宮区北袋町1-299-3

3 議 題

第1号議案 令和7年度事業計画、収支予算及び資金計画について

第2号議案 令和7年度負担金の額及び徴収方法について

4 出席者 委員総数5名 出席委員4名

岩倉委員長、井上委員、小野委員、増渕委員

理事2名

縫島常務理事、島田理事

オブザーバー1名

関東運輸局自動車交通部旅客第一課 吉田専門官

事務局2名

小倉総務担当首席、大柴総務担当職員

5 会議の概要

(1) 定足数の確認及び議事録署名人の選出

岩倉議長が挨拶後に開会を宣し、本諮問委員会は、適正化事業諮問委員会規程第6条の定足数を満たしていることにより成立した旨を告げた。

議事録署名人として、議長及び小野委員を全員一致により選出。

(2) 議案の審議状況及び議決結果

(決議事項)

議長の求めに応じ、事務局から、令和6年2月19日付けで根本理事長より提出のあった諮問書の内容（第1号議案、第2号議案）について説明。

第1号議案 令和7年度事業計画、収支予算及び資金計画について

議長の求めに応じ、事務局から、道路運送法第43条の14に規定する令和7年度事業計画書（案）、センターの巡回指導業務の一部を地方バス協会に委託す

る契約書（案）について、また、収支予算（案）及び資金計画（案）について、配布資料に基づき説明を行い、併せて、配布資料により資金調達及び設備投資の予定がないことを説明。

本議案に関する質疑応答は、以下のとおり。

（議 長）事業計画の１ページ目の６年度実績の中の苦情が１件、マナー関係のトラブルが２件とあるがどのような内容か。

（事 務 局）苦情の内容は、旅客が全員乗車する前にバスが発進してしまった事案であったが、その後の対応の中で申告者が先に行政へ申告していることが判明し、既に行政が対応していることから申告者に了解を得てセンターの対応は終了した。マナー関係のトラブル２件については、自家用車の運転者からバスに割り込みをされたとの内容で該当事業者にその旨伝え指導を行った。

（小野委員）点呼等デジタル化は良いと思うが、費用面と人材不足がどこの事業者でも一番の悩みである。

（議 長）どの業界でも人材不足である。

（小野委員）車離れが進んでおり、バスの運転者になりたいと思う人がいない。何か車に対して興味を持たせるような手法がないと運輸業界は終わってしまうのではないか。

インバウンド関係で他社からバスの要請があるが、運転者に余裕がある訳ではないので、怖くて引き受けできない。

（議 長）賃金は路線バスより貸切バスの方が良くなっているのか。

（小野委員）料金が上がって貸切バスが儲かっているイメージがあると思うが、決してそうではない。インバウンドでも下限運賃を割るような金額で依頼してくる業者がいまだにある。利用客は戻ってきてはいるがコロナ前のバス料金の感覚でいるので、料金が高い理由でレンタカーを利用するといったケースも出ている。また、白ナンバーや「わ」ナンバーで仕事をしている業者もあり、運転者を取られているので取り締まってもらいたい。

（議 長）違法な白バスについては、事業計画で啓発、広報活動に入っている。

（井上委員）負担金の納付率が９６パーセントだが、毎年１００パーセントの回収になっているのか。

（事 務 局）負担金未納の場合、最終的には関東運輸局へ報告となるので、時期はずれるがすべて回収済となっている。

（議 長）負担金を払いたくない事業者はいないという理解でよろしいか。

(事務局) その通りであり、仕事が少なく納付期日の猶予の申し出がある関係で回収が遅れている。

(議長) 以前に巡回指導で評価の高いところは回数を減らすという話があったが、今回はどうなるのか。

(事務局) 6年度から実施しているが、優良営業所に対する特例で安全性評価制度による三ツ星の評価認定を受けている事業者で過去2年間の巡回指導で指摘事項が1件もない営業所については、法令遵守がなされていると推認されるため巡回指導の実施対象から除外となっている。

(議長) 業務委託契約書のなかで委託料1日当たりの単価15,000とあるが、値上げはしないという理解でよろしいか。

(事務局) その通りである。センターの非常勤適正化事業指導員の日額と同額となっている。

審議の結果、全員一致で承認。

第2号議案 令和7年度負担金の額及び徴収方法について

議長の求めに応じ、事務局から、道路運送法第43条の15の規定に基づき、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する令和7年度負担金の額及び徴収方法(案)について、配布資料により説明。

本議案に関する質疑応答は、以下のとおり。

(議長) コロナ禍では負担金について心配していたが、コロナ禍と比べてどうなのか。

(小野委員) コロナ禍に比べればそんなに負担のイメージはないと思われる。今後は増額となるのか。

(事務局) 今後も営業所数と車両数に大きな動きがない限り、負担金の単価もほぼ同じと考える。

審議の結果、全員一致で承認。

議長から、第1号議案、第2号議案に係る答申書(案)のとおり理事長あて答申することを決定した。

(報告事項)

(1) 適正化事業諮問委員の就任について

事務局から配布資料に基づき適正化事業諮問委員の増渇委員の就任について報告を行った。

(2) 規程の改正について

事務局から配布資料に基づき「就業規則」及び「職員給与規程」の改正について配布資料に基づき報告を行った。

(3) 巡回指導実施状況について

配布資料に基づき巡回指導の実施状況について報告を行った。

(4) 令和6年度負担金の納付状況について

事務局から配布資料に基づき令和6年度負担金の納付状況について報告を行った。

以上をもって、議案の審議等を終了し、諮問委員会を閉会。

以上、この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は記名押印する。

令和6年3月5日

議事録署名人 議 長 岩 倉 成 志

議事録署名人 小 野 晃 弘